公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１６４２号
横浜市中区蓬莱町１丁目１番地の３
債務者　横浜サウンド株式会社
代表者代表取締役　樋口信次郎
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午後２時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３６号
静岡県浜松市中区西丘町812番地
債務者　有限会社松江工業
代表者代表取締役　松田　一也
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
広島県尾道市栗原町9419番地
債務者　株式会社ラノ工房
代表者代表取締役　平野　清子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前10時30分
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
山形県鶴岡市湯温海字湯の里136番地５
債務者　株式会社たび問屋
代表者代表清算人　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前10時
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１４６９号
横浜市緑区十日市場町850番地９
債務者　有限会社横浜オートプラザ
代表者取締役　森川　久男
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７０号
東京都足立区鹿浜４丁目１番１号
債務者　有限会社ビーエムエス
代表者代表取締役　森川　久男
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４６号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3119番地
債務者　株式会社エルビーシステム
代表者代表取締役　中島祥次郎
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時45分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６３３号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301
債務者　合資会社浜田印刷
代表者無限責任社員　浜田　信吾
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
福岡県久留米市梅満町38番地１
債務者　株式会社メタルテック九州
代表者代表取締役　村岡　勝康
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山津雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時30分
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２７号
山口県下関市一の宮住吉３丁目２番１号下関市中央卸売市場
債務者　株式会社古賀青果
代表者代表取締役　永見　　捷
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後３時
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
山口県下関市西大坪町12番９号
債務者　株式会社山口西都
代表者代表取締役　森本多恵子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　敏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後２時40分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７１４号
横浜市中区山下町１番地　シルクセンターM210､商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目11番７号
債務者　水谷建設株式会社
代表者代表取締役　水谷　和博
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９８号
名古屋市緑区諸の木１丁目1801番地
債務者　ＳＡＮ株式会社
代表者代表取締役　坂本　　実
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前11時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１８号
大阪府貝塚市澤562番地の１
債務者　有限会社でんでん
代表者取締役　田中　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
佐賀県唐津市和多田本村2862番地10
債務者　有限会社藤田タイヤ商会
代表者代表取締役　藤田　英記
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　補伽圭史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後１時30分
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５３４号
北九州市門司区大里本町２丁目11番８号
債務者　有限会社浜や
代表者代表取締役　末永　豪士
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　知裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５７６号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目４番地
債務者　有限会社サムカンパニー
代表者取締役　向川原愼一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部